

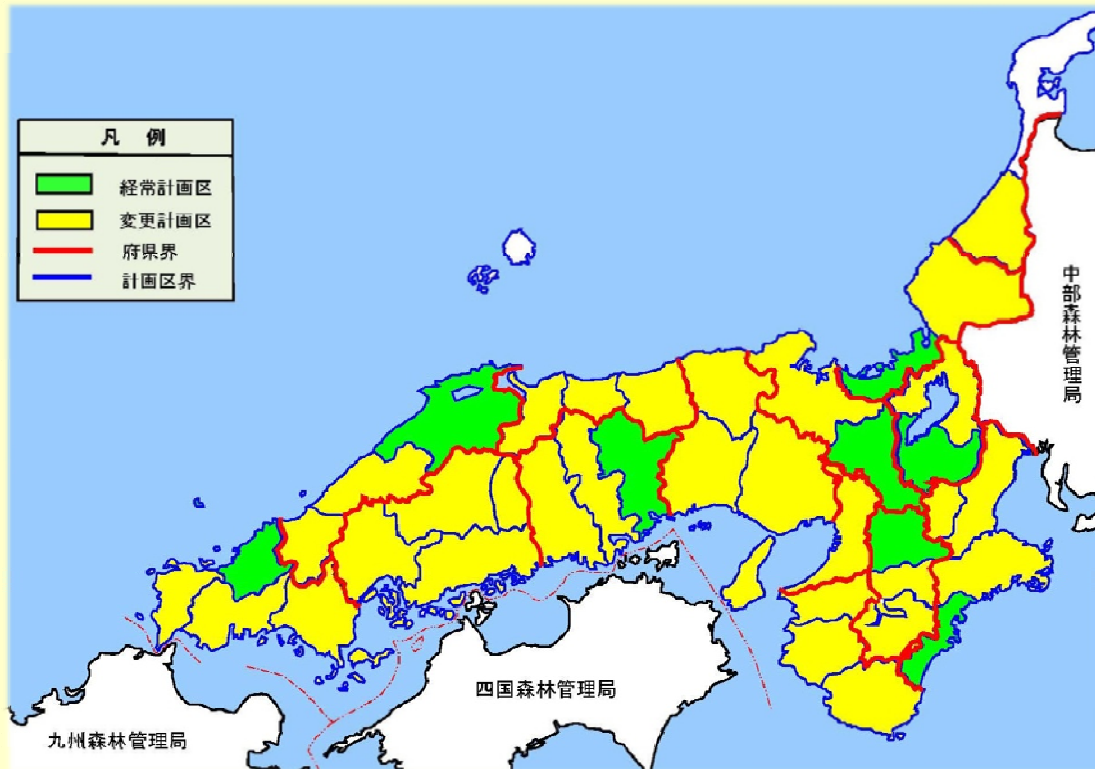
平成24年度策定 地域管理経営計画(案)等の概要

近畿中国森林管理局

I 対象となる森林計画区

近畿中国森林管理局では、管内の38森林計画区について、5年毎に「地域管理経営計画」と「国有林野施業実施計画」を策定しています。

平成24年度は、「国有林野の管理経営に関する基本計画」等の変更に伴い、一斉変更を行います。そのうち8森林計画区については、経常策定として平成25年4月1日から5年間の計画を策定します。



◇経常策定する森林計画区：上図緑色

若狭（福井県）、湖南（滋賀県）、淀川上流（京都府）、大和・木津川（奈良県）、尾鷲熊野（三重県）、斐伊川（島根県）、吉井川（岡山県）、萩（山口県）

◇変更する森林計画区：上図黄色

加賀（石川県）、越前（福井県）、湖北（滋賀県）、由良川（京都府）、大阪（大阪府）、北山・十津川、吉野（奈良県）、伊賀、南伊勢、北伊勢（三重県）、紀南、紀中、紀北（和歌山県）、揖保川、円山川、加古川（兵庫県）、日野川、天神川、千代川（鳥取県）、江の川下流、高津川（島根県）、高梁川下流、旭川（岡山県）、高梁川上流、江の川上流、太田川、瀬戸内（広島県）、山口、岩徳、豊田（山口県）

「地域管理経営計画」とは、

森林管理局長が、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即して、「国有林の地域別の森林計画」との調和を保ち、森林計画区毎に、国有林野の管理経営の基本的事項について、5年毎に定める5力年間の地域レベルでの計画です。

「国有林野施業実施計画」とは、

森林管理局長が、国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画に即して、国有林野の箇所別（林小班単位）に今後5年間の森林の管理経営及び森林施業（伐採、更新等の保育及び林道、治山の事業量）について定める計画です。

Ⅱ 一斉変更について

一斉変更の概要

「国有林野の管理経営に関する基本計画」、「国有林野管理経営規程」等の一部改正を踏まえ、①計画事項の追加、②計画事項の修正、③記載内容の変更、④機能類型の変更が必要となったことから「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」の一斉変更を行います。一斉変更の概要は次のとおりです。

① 計画事項の追加

「地域管理経営計画」の計画事項として、「公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の整備及び保全に関する事項」を追加し、基本的な方針と協定対象地の整備及び保全に関する事項について記載します。

また、「国有林野施業実施計画」において、「公益的機能維持増進協定の名称及び区域」と「森林共同施業団地」の事項を追加します。

② 計画事項の修正

「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即して、「地域管理経営計画」の「流域管理システムの推進に必要な事項」を「流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項」に修正し、国有林の組織・技術力・資源を活用した民有林の支援に積極的に取り組むこととします。

③ 記載内容の変更

ア 「地域管理経営計画」の「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(1)国有林野の管理経営の基本方針」について、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即した記述となるよう記載内容を変更します。

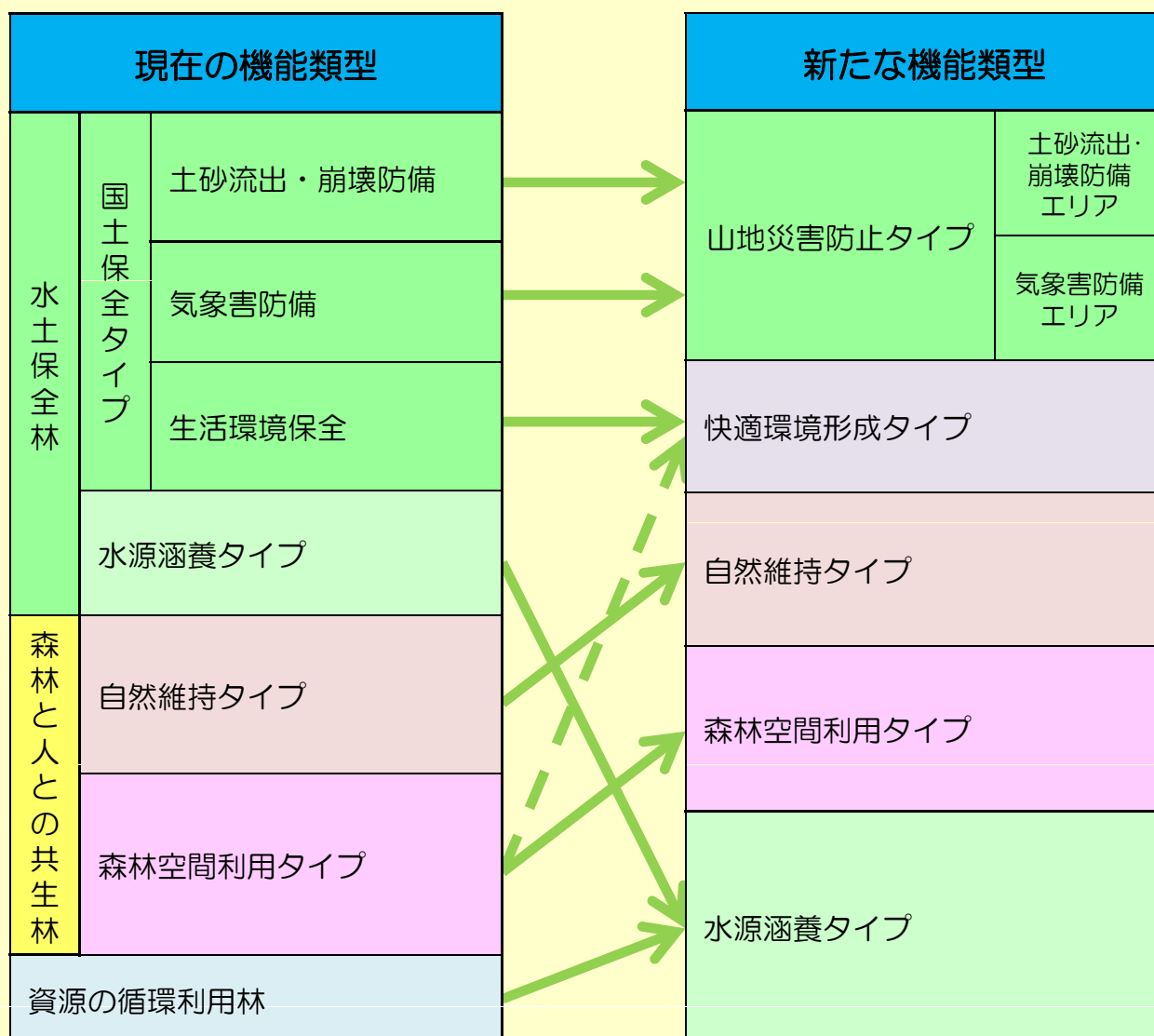
イ 「地域管理経営計画」の「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(3)森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項」について、3年毎に作成しているアクションプログラムに相当する内容を管理経営基本計画に即した形での記載内容となるよう変更します。また、同事項に森林共同施業団地に係る取組についても記載することとします。

④機能類型の変更

「国有林野の管理経営に関する基本計画」、「国有林野管理経営規程」等の一部改正に伴い、国有林野の機能類型を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分から「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の5区分へ変更します。

これに伴い「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(1) 国有林野の管理経営の基本方針」及び「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の記載内容について追加・修正等を行います。

～機能類型を3区分から5区分に変更します～



木材生産機能の発揮に関する考え方については、5区分の機能類型に応じた適切な施業の結果得られる木材を計画的に供給することによって、木材生産機能の発揮を確保するものとします。

Ⅲ 管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

地域管理経営計画等の策定に当たっては、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、「国有林の地域別の森林計画」との調和を図り、個々の国有林野を重点的に発揮させる機能によって、「**山地災害防止タイプ**」、「**自然維持タイプ**」、「**森林空間利用タイプ**」、「**快適環境形成タイプ**」、「**水源涵養タイプ**」の5つに類型化し、それぞれの機能区分ごとに公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行います。

森林の取扱いに当たっては、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮するとともに、国有林野事業の持つ組織・技術力等を活用し、民有林への指導やサポート等を行うなど我が国の森林・林業の再生への貢献に努めます。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

山地災害防止タイプ

災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止機能及び土壌保全機能の発揮を第一とし、安全で快適な国民生活を確保することを重視する国有林野です。「土砂流出・崩壊防備エリア」と「気象害防備エリア」に区分し、森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等を推進し、健全な林分の育成に努めます。



自然維持タイプ

生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る観点から、生物多様性の保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、原則として自然の推移に委ねることとし、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行います。



森林空間利用タイプ

国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健・文化・レクリエーション機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、育成複層林へ導くための施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上や野外レクリエーションに考慮します。



快適環境形成タイプ

騒音や粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、保全対象と当該林分の位置関係、森林の現況等を踏まえた施業管理を行います。

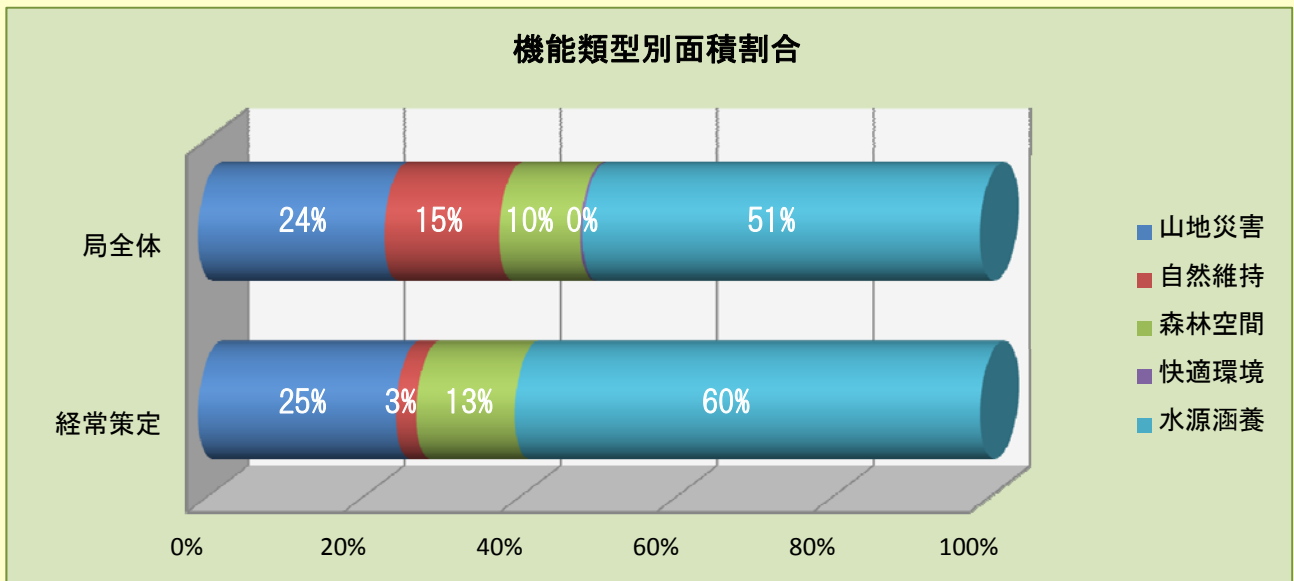


水源涵養タイプ

良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能を全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能と位置づけ、上記のタイプに掲げるものを除く全ての国有林野です。森林の整備に当たっては、根系や下層植生の発達を促すための適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林へ導くための施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めます。



◇機能類型変更後の局全体及び今年度経常策定の機能類型別の面積割合及び面積は下図のとおりとなります。



機能類型別面積 (単位: ha)

	山地災害	自然維持	森林空間	快適環境	水源涵養	計
局全体	73,965	45,541	32,394	909	157,935	310,744
経常策定	11,696	1,190	5,802	0	27,465	46,151

◇機能類型と国有林の地域別の森林計画の公益的機能別施業森林の関係については、下図のとおりです。

機能類型	公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
自然維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
森林空間利用タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
快適環境形成タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
水源涵養タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養機能維持増進森林

3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力、資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組みます。

具体的には、流域内で優先的に取り組むべき課題を整理し、府県、市町村、地域住民等の要望を踏まえ、以下の取組について国有林野事業が率先して行う取組内容等を年度毎に整理のうえ取り組みることとします。

ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

府県、市町村、林業事業体等と連携し、地形等諸条件に適合した機械の組合せと生産性を検証し、効率性の高い作業システムの構築を図るとともに、高性能林業機械研修会等を開催し、民有林における普及・定着に努めます。

イ 林業事業体の育成

林業事業体の育成・強化を図るため、民有林及び関係機関と連携して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化、安定化を図るとともに、緑の雇用対策へのフィールドの提供や林業事業体の実施する研修等への講師派遣等の技術的支援等に取り組みます。

ウ 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取り組みを支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林整備協定を締結するとともに森林共同施業団地を設定し、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐の実施等に取り組みます。

エ 森林・林業技術者等の育成

市町村行政への支援を行うため、市町村森林整備計画の策定や実行管理の支援、森林経営計画の認定支援、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学等関係機関と連携した取組に努めます。

オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

林業の低コスト化に向けた情報交換会、低コスト作業システムや新たな技術開発導入等に向けた検討会、国有林野のフィールドを活用した先駆的技術や手法についての事業レベルでの試行の実施、情報発信等に関係機関と連携のうえ取り組みます。

カ その他

その他の流域管理システムの下での森林・林業の再生に向けた貢献に必要な取組としては、①計画的な木材供給の推進として、システム販売等の実施による木材の安定供給体制の整備等、②安全・安心への取組として、民有林と国有林が連携した森林保全事業（治山工事、保安林整備等）等、③生物多様性保全に配慮した取組として、モニタリング調査や検討会の実施等、④上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供や林業体験活動等として、教育機関、地元ボランティア等と連携した森林環境教育等に取り組みます。



4 主要事業の実施に関する事項

森林の整備に当たっては、機能類型の各タイプ毎に目標とする森林への誘導に必要な森林施業を的確に実施します。

主伐は、公益的機能との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して、主伐時期の多様化及び長期化を図ります。更新は、防護柵の設置などの二ホンジカへの被害対策等を的確に実施し、確実な更新を図ります。間伐や保育は、地球温暖化防止森林吸収源対策の目標の達成及び多様な森林への誘導を図るため、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意しながら、適切に実施します。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保安全管理等を効率的に行うため、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備します。



主要事業の総量

伐採	新計画	現計画
主伐	96千m ³	27千m ³
間伐	428千m ³	647千m ³

林道	新計画	現計画
開設	26,120m	54,680m
改良	8,715m	20,953m

保育	新計画	現計画
下刈	728ha	578ha
除伐	278ha	536ha

更新	新計画	現計画
更新	235ha	140ha



治山事業の計画量

治山事業	新計画	現計画
保全施設	65箇所	45箇所
保安林整備	283ha	852ha

災害に強く安全で安心な国土づくりのため、保全施設及び保安林の整備を行います。

(参考) 現計画に対する実績

主伐は、分収林の公売での不落や契約延長により不実行となったことなどから現計画に対する実施率は31%となりました。間伐は、地球温暖化防止森林吸収源対策として積極的に取り組んだ結果、ほぼ計画どおりの103%の実施率となりました。更新は、主伐の不実行により次期計画に繰り越すものが増えたこと等から49%の実施率となりました。林道事業は、一定の予算の中で局内の優先度を勘案して一部実行を見送ったことから開設の実施率は18%となりました。

区分	計画	実績	実施率
主伐	27千m ³	8千m ³	31%
間伐	647千m ³	665千m ³	103%

区分	計画	実績	実施率
更新	143ha	70ha	49%
林道(開設)	54,680m	9,909m	18%

IV 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

国有林野の森林保全管理のため、森林巡視、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の把握、廃棄物の不法投棄への対応、保安林の適切な管理等に努めます。

森林の保全管理に当たっては、地元住民、地方自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄の防止意識の啓発等に努めます。



2 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

マツクイムシやカシノナガクイムシ等の森林病虫害による森林被害については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。

なお、実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに地元自治体、地元住民等との連携を図り、被害のまん延防止対策の実施に努めます。

また、ニホンジカ等による食害やツキノワグマによる樹木の剥皮被害等に対し、防護柵の設置や樹幹へのテープ巻き等により、被害の防止に努めます。



3 特に保護を図るべき森林に関する事項

◇保護林

動植物の生育・生息状況や地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を「保護林」として選定します。

保護林は、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど積極的な情報提供に努めます。



種 類	新計画		局全体(参考)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森林生態系保護地域	—	—	3	11,633
森林生物遺伝資源保存林	—	—	2	2,309
林木遺伝資源保存林	3	137	21	872
植物群落保護林	8	91	43	3,926
特定動物生息地保護林	—	—	4	227
特定地理等保護林	—	—	1	30
計	11	228	74	18,997

V 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

木材の供給に当たっては、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めます。

また、民有林と連携して、間伐の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進します。



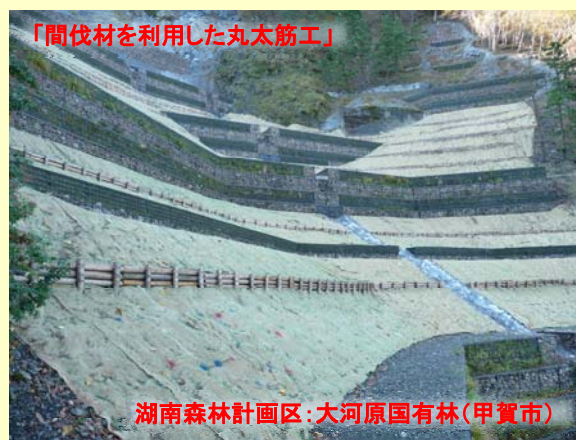
大和・木津川森林計画区
菩提山国有林(奈良市)



2 木材の利用促進

森林・林業関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組みます。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、「新農林水産省木材利用推進計画」等に基づき、庁舎等の公共建築物において国が率先して木材利用に努めるとともに、治山事業等の森林土木工事に当たっては、間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組みます。



湖南森林計画区:大河原国有林(甲賀市)

3 資源循環型社会への対応

民有林行政部局、他省庁の地方機関、地元自治体やバイオマス利活用推進団体と連携しつつ、間伐材や除伐木等を含めた森林バイオマス資源を有効活用するための検討を行います。

4 木の文化を支える森づくり

多様な森林資源を有している国有林野の特徴を活かし、民有林からの供給が期待しにくい歴史的木造建築物の維持・修繕のために必要な檜皮等の持続的な供給に取り組みます。

種類	箇所	面積(ha)	設定箇所(森林計画区:国有林)
文化財継承林	4	6.63	淀川上流:鞍馬山、御藪、阿弥陀ヶ峯 吉井川:那岐山
檜皮採取対象林	10	78.47	湖南:別所、三上山 淀川上流:鞍馬山、南禅寺山、大日山 大和・木津川:地獄谷、野山 尾鷲熊野:大又 吉井川:黒木、那岐山
古事の森	3	3.63	淀川上流:鞍馬山 大和・木津川:地獄谷、野山



淀川上流森林計画区:鞍馬山国有林
(京都市)

Ⅵ 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ

① 地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資すること

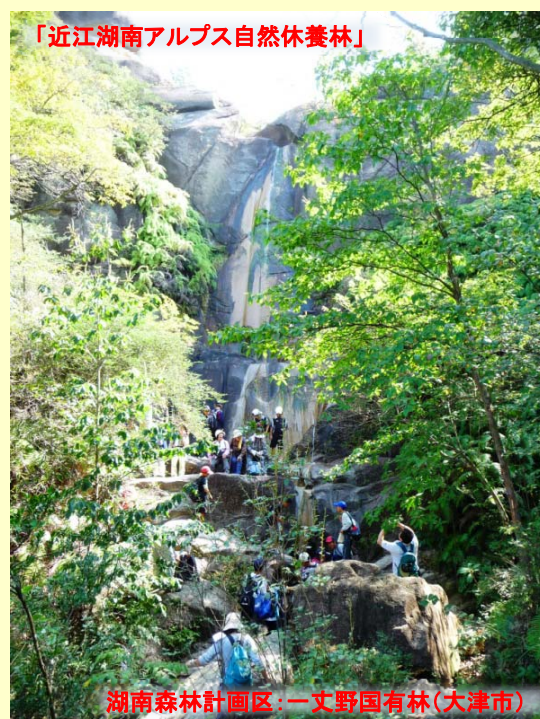
② 事業遂行上不要となった土地の売払いを推進すること

を基本として取り組みます。

また、豊かな自然環境を守り、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで取組を推進します。

2 保健・文化・教育的な活動への利用の推進

森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するため、国有林野のうち、自然環境が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したものと及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林空間利用タイプ」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定し、広く国民の利用に提供します。



種 類	新計画		局全体(参考)	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
自然観察教育林	1	41	15	1,420
森林スポーツ林	—	—	3	300
野外スポーツ地域	1	10	10	1,665
風景林	14	910	85	11,652
風致探勝林	3	673	7	1,737
自然休養林	2	1,823	9	6,035
計	21	3,457	129	22,809



Ⅶ 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と 認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため必要と認めるときは、国有林野と一体として整備保全を行うことが相当と認められる私有林野の森林所有者等と公益的機能維持増進協定を締結して、当該協定に係る森林の整備及び保全を行います。

森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域における外来樹種の駆除等を私有林野と一体的に実施する取り組みを推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとします。

2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、私有林野の森林所有者等へも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での国有林野と一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとします。

Ⅷ 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

(1) 森林の整備・保全等への国民参加の推進

自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国有林野の積極的な利用を推進します。

(2) 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加しています。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要なものです。

このため、NPOや企業等が行う自主的な森林整備等のフィールドとして、「ふれあいの森」、「社会貢献の森」、「多様な活動の森」の設定に努めます。

種類	箇所	面積 (ha)	設定箇所（森林計画区：国有林）
ふれあいの森	8	483.51	湖南：馬ヶ瀬山、一丈野、伊崎 淀川上流：長刀坂、安祥寺山 大和・木津川：地獄谷 尾鷲熊野：七里御浜
社会貢献の森	5	29.48	淀川上流：本山 大和・木津川：畝傍山 斐伊川：吉田、大志戸 吉井川：桧山
多様な活動の森	1	32.45	若狭：松原



2 分収林に関する事項

社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した下流住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」等の設定を行い森林整備を推進します。



3 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育に取り組みます。

学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の設定や学校分収造林の活用、森林管理局や森林管理署等の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進します。

教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組にも努めます。

種 類	箇所	面積(ha)	設定箇所(森林計画区: 国有林)
遊々の森	4	76.34	湖南: 一文野 淀川上流: 衣笠山、阿弥陀ヶ峰 大和・木津川: 大亀谷



4 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理署等に設置した森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めます。

Ⅸ その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

技術開発目標に基づき取り組む各種技術開発及び森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発を計画的に進めます。

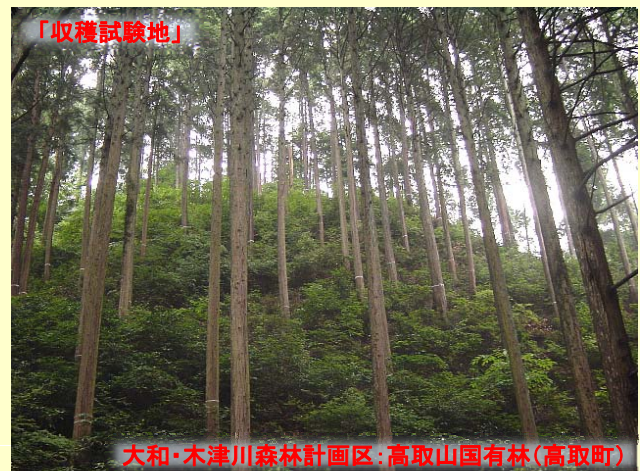
さらに、民有林との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら林業技術の向上に取り組みます。

(2) 林業技術の普及

これまで造成してきたスギ・ヒノキ人工林を今後、多様な姿の森林へ誘導するに当たっては、低コストで効率的な木材生産や造林の手法を開発・導入することとし、国有林野事業の中で開発改良された技術の普及を行います。普及に当たっては、森林管理局、森林管理署等に設置した「緑づくり支援窓口」の機能の充実を図り、情報を積極的に提供するとともに国民からの問い合わせに的確に対応します。

また、施業指標林、試験地等の展示等を通じて地域の林業関係者に列状間伐などの新たな森林施業の普及を図るとともに民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて試験研究、技術普及のためフィールドの提供等を行います。

さらに、機能類型ごとに設定した施業モデル林を活用し、国有林が公益的機能の発揮をより重視した管理経営を行っていくことを国民にわかりやすくPRします。



2 地域の振興に関する事項

地域の振興は国有林野事業の重要な使命です。このため、地元自治体等への国有林野内の森林資源に関する情報の提供、地域づくりへの積極的な参画など地元自治体等との連携の強化に努めます。

また、国有林野の保健・文化・教育的利用の推進や利活用、森林の整備や林産物の販売等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉に寄与するよう努めます。



X 森林計画区毎の主要事業

1 伐採指定量

(単位:m3)

森林計画区	主伐	間伐	臨伐	計	備考
若 狭	1,286	32,169	3,500	36,955	
湖 南	2,957	32,963	4,000	39,920	
淀川上流	4,481	29,587	7,000	41,068	
大和・木津川	5,560	9,398	1,000	15,958	
尾鷲熊野	38,647	81,316	6,000	125,963	
斐伊川	25,620	91,079	10,000	126,699	
吉井川	17,583	151,590	25,000	194,173	
萩	—	7,680	600	8,280	
伐採量 計	96,134	428,102	56,500	580,736	
対前計画量比	354%	66%	121%	81%	
現計画量	27,165	647,369	46,800	721,334	

注：臨伐（臨時伐採）は、事業実行上の支障木、病虫害による被害木等で、計画時点で箇所付けできないもの。

2 その他の主要事業量

森林計画区	更新 (ha)	保育 (ha)			林道 (m)		治山	
		下刈	除伐	枝打	開設	改良	施設 (箇所)	整備 (ha)
若 狭	2.58	12.90	31.12	—	3,400	130	4	98.06
湖 南	8.34	25.02	30.65	—	2,920	1,350	21	—
淀川上流	8.96	26.88	11.27	—	5,900	—	8	13.23
大和・木津川	15.13	26.76	3.35	1.64	2,900	20	—	5.69
尾鷲熊野	82.65	257.40	48.88	—	—	5,800	24	42.25
斐伊川	70.10	213.78	—	—	5,600	300	2	79.08
吉井川	47.41	165.48	152.89	—	5,400	1,115	6	—
萩	—	—	—	—	—	—	4	—
計	235.17	728.22	278.16	1.64	26,120	8,715	65	283.31
現計画量	139.72	578.40	535.92	—	54,680	20,953	45	852.49

注：四捨五入により、内訳と計が合わないことがある。

XI 変更計画の概要

1 伐採総量の変更

地球温暖化防止森林吸収源対策等のため、江の川上流森林計画区ほか4つの森林計画区において、主伐、間伐の追加や間伐から主伐への変更等による伐採総量の見直しを行います。

(単位：m³)

林計画区	主伐			間伐			計		
	現計画	新計画	増減量	現計画	新計画	増減量	現計画	新計画	増減量
江の川下流	29,966	31,342	1,376	183,798	186,216	2,418	213,764	217,558	3,794
江の川上流	39,793	49,506	9,713	342,503	339,839	△2,664	382,296	389,345	7,049
高津川	8,680	12,188	3,508	255,728	254,859	△869	264,408	267,047	2,639
山口	31,142	32,013	871	98,504	98,199	△305	129,646	130,212	566
揖保川	21,716	22,328	612	357,884	364,756	6,872	379,600	387,084	7,484
計	—	—	16,080	—	—	5,452	—	—	21,532

2 更新総量の変更

主伐の追加等に伴い、南伊勢森林計画区ほか4つの森林計画区において、更新総量の見直しを行います。

(単位：ha)

林計画区	人工造林			天然更新			計		
	現計画	新計画	増減量	現計画	新計画	増減量	現計画	新計画	増減量
南伊勢	3.68	5.67	1.99	173.63	171.64	△1.99	177.31	177.31	0
江の川下流	67.14	71.14	4.00	—	—	—	67.14	71.14	4.00
江の川上流	100.77	125.80	25.03	28.28	28.28	0	129.05	154.08	25.03
高津川	16.11	26.11	10.00	1.36	1.36	0	17.47	27.47	10.00
山口	73.76	76.26	2.50	16.52	16.52	0	90.28	92.78	2.50
計	—	—	43.52	—	—	△1.99	—	—	41.53

3 林道の開設及び改良総量の変更

高津川及び江の川下流森林計画区において、森林整備を進めるため林業専用道の開設2.4kmと林道の改良工事0.72kmを追加します。

(単位：m)

森林計画区	開 設			改 良		
	現計画	新計画	増減量	現計画	新計画	増減量
高 津 川	(7) 7.10	(7) 9.50	(0) 2.40	(6) 0.58	(12) 1.28	(6) 0.70
江の川下流	(2) 0.15	(2) 0.15	(0) 0	(4) 0.68	(6) 0.70	(2) 0.02
計	—	—	(0) 2.40	—	—	(8) 0.72

注：開設の（）は路線数、改良の（）は箇所数

4 治山に関する事項の変更

加賀森林計画区において、山腹工を1箇所追加するとともに、保安林の整備のため、植栽工及び本数調整伐を追加します。

森林計画区	山地治山（箇所数）			保安林の整備（ha）					
	山腹工			植栽工			本数調整伐		
	現計画	新計画	増減量	現計画	新計画	増減量	現計画	新計画	増減量
加 賀	7	8	1	17.66	35.18	17.52	49.80	162.90	113.10

5 フィールドの提供に関する変更

北伊勢森林計画区ほか7森林計画区において、新たに社会貢献の森3箇所、遊々の森2箇所、多様な活動の森4箇所を設定しました。

(単位：ha)

森林計画区	設定の目的	名 称	面 積	対象地 (国有林)
北 伊 勢	社会貢献の森	グリーンボランティア「森林づくり三重」	7.09	悟入谷
南 伊 勢	社会貢献の森	ボランティアによる森林整備の森	8.91	深山
大 阪	社会貢献の森	日本山岳会関西支部本山寺山の森	49.11	本山寺
揖 保 川	遊々の森	太市遊々の森	2.03	槻坂
紀 中	遊々の森	川又遊々の森	0.31	川又
越 前	多様な活動の森	ヤシャゲンゴロウの森	16.00	岩谷
江の川下流	多様な活動の森	泉山城跡の森	0.81	花の谷
		久喜・大林銀山遺跡の森	0.03	道小
高 津 川	多様な活動の森	ボランティアによる保護活動の森	19.12	松崎、若山

◆若狭森林計画区の特徴◆

若狭森林計画区の国有林野 7,421ha は、敦賀湾に面した松原、天筒山国有林のほか、滋賀県、京都府境の野坂山地及び若丹山地等に点在しています。

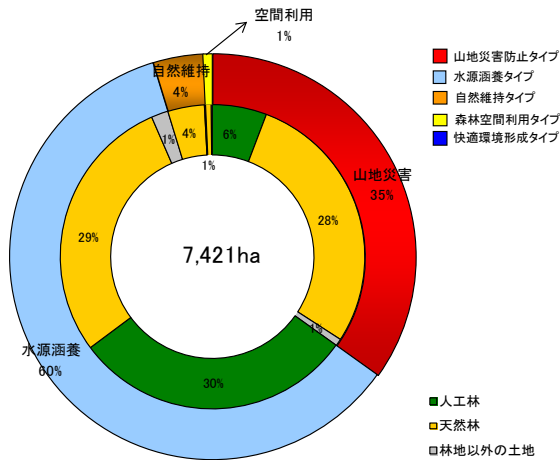
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は 8%と低いものの、水源涵養や山地災害タイプの森林が 95%を占め、水源涵養や国土保全などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、都市近郊林では、日本三大松原として親しまれている気比の松原など景観に優れた森林を対象に 2 箇所の「レクリエーション」の森を設定し、ハイキングなどの利用に供すると共に、「植物群落保護林」や「林木遺伝資源保存林」をそれぞれ 1 箇所設定し、貴重な植物群落や遺伝資源の保護管理に取り組んでいます。

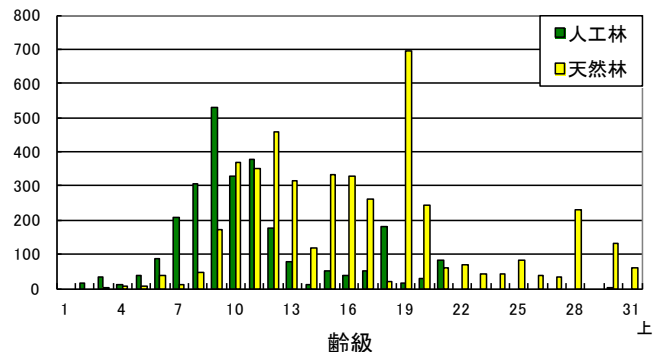
なお、国有林野の 37%を占める人工林は、その約 73%が 7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 保護林（黒河山林木遺伝資源保存林）を 11.98ha 拡充し、貴重な遺伝資源の保護を図ります。
- (2) 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、約 32 千㎡の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。

若狭森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



面積(ha) 若狭森林計画区 人天別・齢級別面積



林木遺伝資源保存林の拡充区域
(黒河山国有林：敦賀市)



松原風景林(松原国有林：敦賀市)

◆湖南森林計画区の特徴◆

湖南森林計画区の国有林野 6,920ha は、大津市及び甲賀市、三重県境の鈴鹿山脈に比較的まとまりのある団地として分布しているほか、近江八幡市などの琵琶湖周辺に小面積の団地が点在しています。

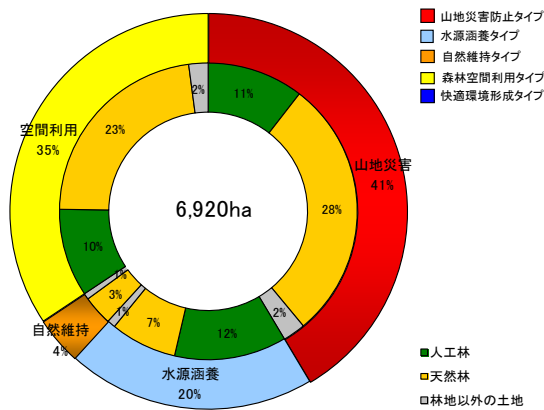
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は7%と低いものの、山地災害防止や森林空間利用タイプの森林が76%を占め、国土保全や保健休養などの公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、琵琶湖周辺の奥島国有林の「自然休養林」をはじめ、5箇所で「レクリエーション」の森を設定し、ハイキングなどの利用に供すると共に、「植物群落保護林」を1箇所設定し、貴重な植物群落の保護管理に取り組んでいます。

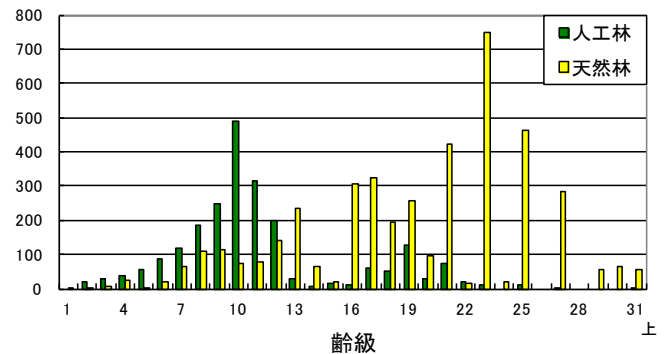
なお、国有林野の34%を占める人工林は、その約70%が7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 国民による森林整備活動を実施する場として、伊崎国有林や馬ヶ瀬山国有林などに「ふれあいの森」を設定すると共に、森林環境教育の場として一丈野国有林に「遊々の森」を設定し、その活動に国有林のフィールドを提供します。
- (2) 国宝・重要文化財等の修復に資するため、「檜皮採取対象林」を設定し、資材の供給に努めます。
- (3) 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、約33千㎡の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。

湖南森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



面積(ha) 湖南森林計画区 人天別・齢級別面積



近江湖南アルプス自然休養林一丈野地区
(一丈野国有林：大津市)



ふれあいの森(伊崎国有林：近江八幡市)

◆淀川上流森林計画区の特徴◆

淀川上流森林計画区の国有林野 1,837ha は、京都市に散在するほか、京都府南部の山城地域に所在します。

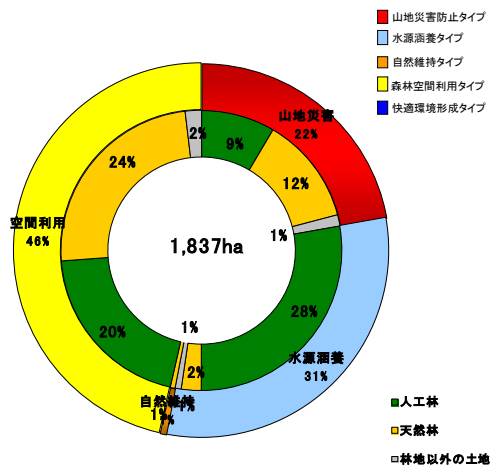
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は約 1% と低いものの、水源涵養や自然維持などの公益的な機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、計画区内には、世界文化遺産に登録されている歴史的木造建造物が多数あり、その周辺に所在する国有林野を「世界文化遺産貢献の森林」として設定し、景観の保全に配慮した取組等を行っています。

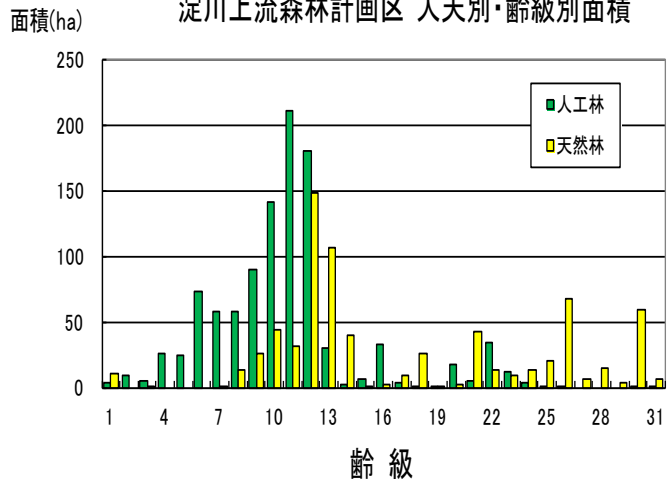
なお、国有林野の 59% を占める人工林で、その約 71% が 7～12 齢級であり間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約 34 千 m^2 の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 国民の参加の森林整備を推進するため、「社会貢献の森」や「ふれあいの森」を設定し、自主的な森林整備等のフィールドとして国有林野を提供します。
- (3) 保護林（大非山モミ植物群落保護林）を 5.86ha 拡充し、貴重な植物群落の保護を図ります。

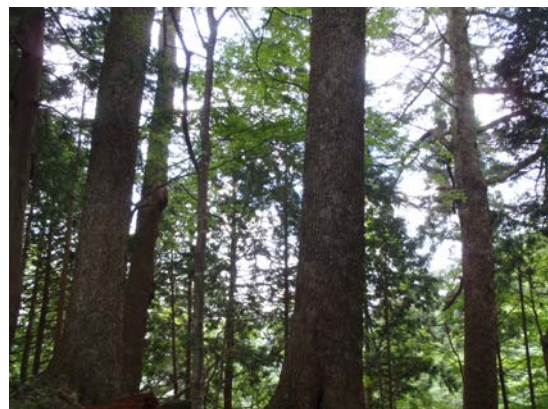
淀川上流計画区・機能類型別人天別面積グラフ



淀川上流森林計画区 人天別・齢級別面積



嵐山風景林(嵐山国有林：京都市)



大悲山モミ植物群落保護林(大悲山国有林：京都市)

◆大和・木津川森林計画区の特徴◆

大和・木津川森林計画区の国有林野917haは、奈良県北部に位置し、都市近郊を中心に小面積の団地が点在しています。

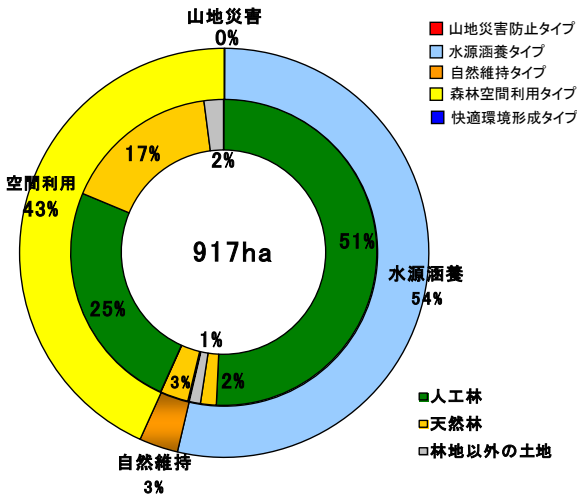
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は約2%と低いものの、その53%が「水源涵養タイプ」、43%が「森林空間利用タイプ」であり、水源涵養や保健休養などの公益的な機能の発揮に重要な役割を担っています。特に、金剛山国有林において、「植物群落保護林」として希少なブナ群落を保存している他、優れた景観地等を「風景林」や「自然観察教育林」として「レクリエーションの森」に指定しその利用に供しています。

また、計画区内には、世界文化遺産「法隆寺地域の仏教建造物」や「古都奈良の文化財」があり、「世界文化遺産貢献の森林」としてその周辺の国有林野の風致の保全等に配慮した管理を行うとともに、「檜皮採取対象林」を設定し、文化財等の修復資材の供給に努めています。

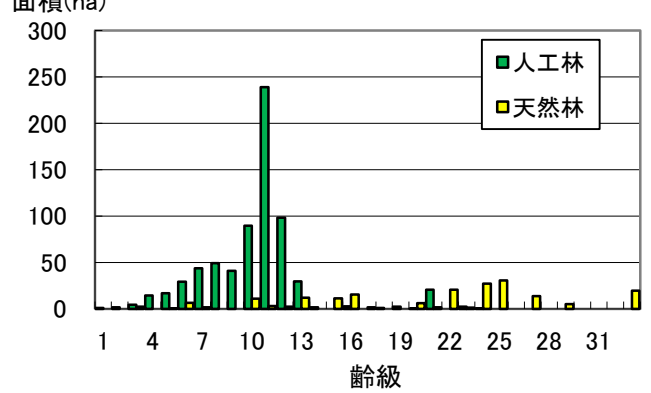
なお、国有林野の78%を占める人工林の生育は中庸で、スギが38%、ヒノキが51%を占めています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約9千㎡の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 国民の参加の森林整備を推進するため、「社会貢献の森」や「ふれあいの森」を設定し、自主的な森林整備等のフィールドとして国有林野を提供します。

大和・木津川計画区・機能類型別人天別面積グラフ



大和・木津川森林計画区 人天別・齢級別面積



金剛山ブナ植物群落保護林
(金剛山国有林：御所市)



遊々の森 (大亀谷国有林：奈良市)

◆尾鷲熊野森林計画区の特徴◆

尾鷲熊野森林計画区の国有林野10,441haは、主に紀北町、尾鷲市、熊野市の西側、台高山脈南部に分布し、ごく一部が熊野灘に面した海岸部に細長く連なっています。

計画区の森林全体に占める国有林野の割合は12%と低いものの、その56%が「水源涵養タイプ」、41%が「山地災害防止タイプ」であり、水源涵養や国土保全などの公益的な機能の発揮に重要な役割を担っています。

貴重な植物群落を保護するため、「植物群落保護林」を4箇所設定し、適切な保護管理に取り組んでいます。

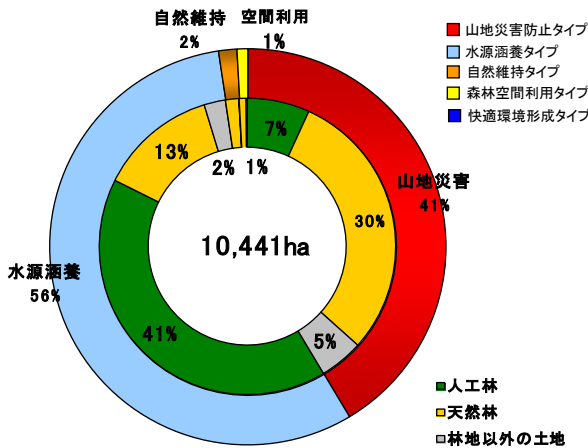
また、七里御浜国有林に「風景林」を設定し、散策の場等の利用に供するとともに、「ふれあいの森」を設定し、国民参加による森林整備の場として国有林野のフィールドを提供しています。

なお、国有林野の52%を占める人工林は、スギが44%、ヒノキが45%、クロマツが3%を占めています。

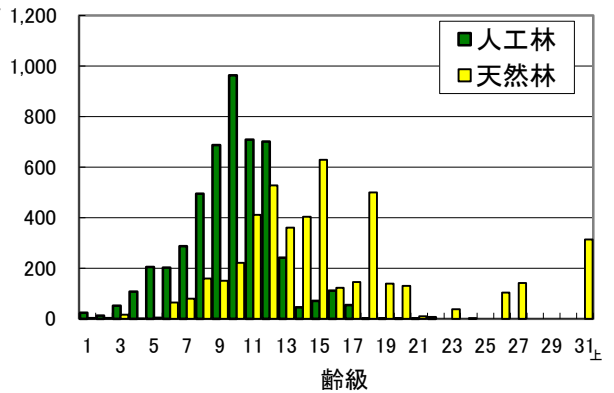
(1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、約 81千 m³の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。

(2) 民有林との連携を図り、森林共同施業団地を設定し、森林整備に取り組んでいます。

尾鷲熊野計画区・機能類型別人天別面積グラフ



面積(ha) 尾鷲熊野森林計画区 人天別・齢級別面積



ふれあいの森（七里御浜国有林：熊野市）



大又文政スギ植物群落保護林
（大又国有林：熊野市）

◆斐伊川森林計画区の特徴◆

斐伊川森林計画区の国有林野 5,979ha は、東は鳥取県、南は広島県、北は日本海に面しており、計画区の広範にわたって大小の団地が散在しています。

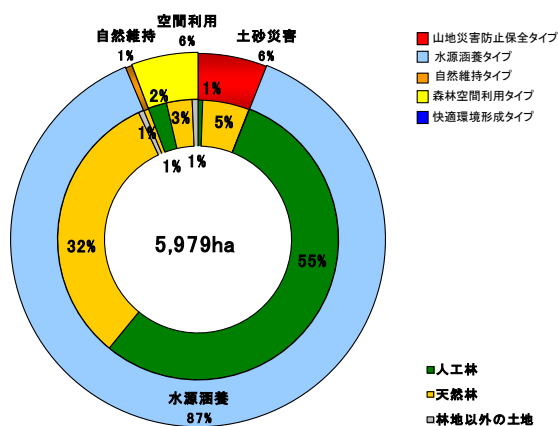
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は約3%と低いものの、日本海に注ぐ斐伊川源流等に位置する下流域の水源地として、また、比婆道後帝釈国定公園や県立自然公園に指定されるなど、森林の持つ多様な機能の発揮に重要な役割を担っています。

また、船通山国有林で林木遺伝資源保存林を設定し適切な保護管理に取り組んでいます。

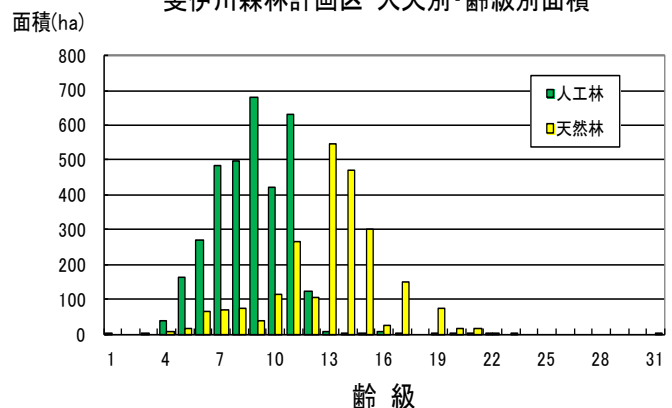
なお、国有林野の 59%を占める人工林でその約 85%が7～12 齢級であり間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約 91 千㎡の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 社会貢献活動の一環として森林整備を実施する場として、「社会貢献の森」を2箇所設定し、国有林野のフィールドを提供します。
- (3) 民有林と連携した森林共同施業団地において、民有林関係者等と連携して、低コスト路網生産システムの導入により、効率的な森林整備と木材の安定供給に取り組みます。

斐伊川森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



斐伊川森林計画区 人天別・齢級別面積



船通山林木遺伝資源保存林(船通山国有林：奥出雲町)



吉田社会貢献の森(吉田国有林：安来市)

◆吉井川森林計画区の特徴◆

吉井川森林計画区は、岡山県東部に位置し、国有林野 12,636ha の大部分は、津山市、勝田郡の中国山地脊梁部と吉備高原に比較的団地が集中しているほか、鹿久居島をはじめとして瀬戸内海沿岸にいくつかの団地が所在します。

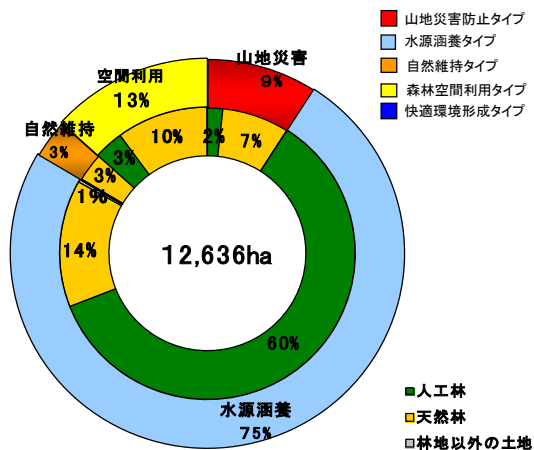
計画区の森林全体に占める国有林野の割合は約 7%と低いものの、山地脊梁部に位置する国有林野は下流域の水源地として重要な役割を担っています。

また、都市近郊に所在する国有林野は自然を身近に感じられることから、都市住民の保健休養の場としても重要な役割を果たすとともに、「林木遺伝資源保存林」を1箇所設定し、適切な保護管理に取り組んでいます。北部の国有林は、氷ノ山後山那岐山国定公園、南部は瀬戸内海国立公園の一部となっており、森林を利用したレクリエーション・保養休養の場として多くの人々に親しまれています。

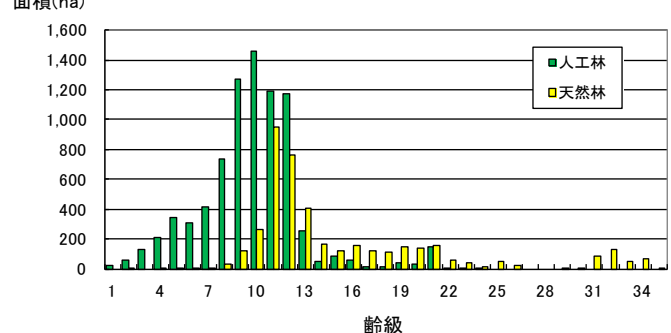
なお、国有林野の 65%を占める人工林は、その 77%が 7～12 齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。

- (1) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため約 152 千 m³の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。
- (2) 社会貢献活動としての森林づくりに参加・協力したいという要請を受け、企業等による水源林の造成や社会・環境貢献活動の場として法人の森林を設定し、森林整備を推進します。
- (3) 溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持増進が図られるよう、井水山国有林において新たに保護樹帯（溪畔林）を設定し、生物多様性保全に配慮した取り組みを推進します。

吉井川森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



吉井川森林計画区 人天別・齢級別面積



「法人の森林」の森林整備(大戸山国有林：美咲町)



保護樹帯(溪畔林)設定箇所(井水山国有林：鏡野町)

◆萩森林計画区の特徴◆

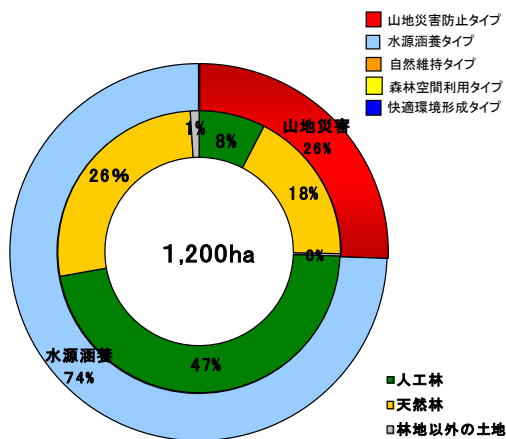
萩森林計画区の国有林野 1,200ha は、日本海側沿岸に位置し、山口県の日本海沿岸部に 2 団地、内陸部に 1 団地の一部が所在します。

計画区の森林全体に占める国有林野の割合は約 1%と低いものの、その 74%が「水源涵養タイプ」、26%が「山地災害防止タイプ」であり、山地脊梁部に位置する国有林野は下流域の水源地として国土保全や公益的機能の発揮に重要な役割を担っています。

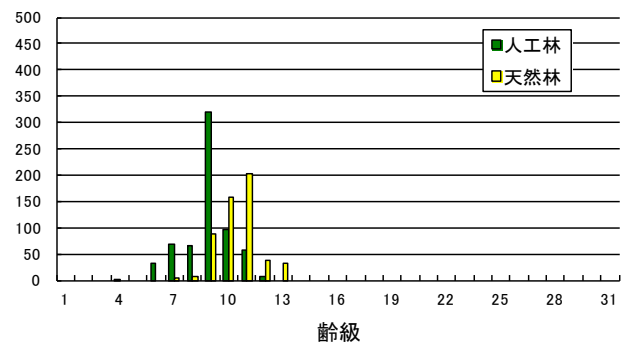
また、国有林野面積の 55%を占める人工林は、スギ・ヒノキを主体とする 95%が 7～12 齢級で、間伐の対象林分が多い構成となっています。残る 45%の天然林は、カシやナラなどの落葉広葉樹が主体で、適切な整備・保全が求められています。

- (1) 山腹崩壊危険地区の指定を踏まえ、山地災害防止機能を発揮させるため、「山地災害防止タイプ」を約 6ha 増やしました。
- (2) 災害に強く安全で安心な国土づくりのため、治山事業（渓間工）を 4 箇所計画します。
- (3) 地球温暖化防止をはじめとする森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、約 8 千 m³の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。

萩森林計画区・機能類型別人天別面積グラフ



面積(ha) 萩森林計画区 人天別・齢級別面積



水源涵養タイプ（白須山国有林：阿武町）



長伐期施業群内の間伐計画地（大葉山国有林：阿武町）

(参考)

国有林の森林計画の体系

国有林において立てる森林計画は、森林法に基づく「国有林の地域別の森林計画」と国有林野の管理経営に関する法律に基づく「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」です。

今回は、「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を策定します。

